

# 柏市子ども食堂連絡会 規約

## 第1条 名称

本会は、「柏市子ども食堂連絡会」と称する。

## 第2条 目的

本会は、とうかつ草の根フードバンクを始め様々な団体・企業・行政等と連携し、柏市内の子ども食堂団体が円滑に活動できるよう補助することで、食を通して子どもたちの健全な暮らしと成長を支援することを目的とする。

## 第3条 事業

本会は前条の目的を達成するために、次の項目に該当する事業を行う。

- ①当会やとうかつ草の根フードバンク、各子ども食堂への食料品の寄付を呼びかける。
- ②当会やとうかつ草の根フードバンクに寄せられる寄付品を、各子ども食堂へ分配する。
- ③寄付金や助成金を利用して全市的なイベントを企画し、子ども食堂と連携して実施する。
- ④子ども食堂や子育て支援団体、学習支援団体の運営情報、イベント開催情報等を広報する。
- ⑤必要と判断した家庭へ、食料品提供の手配を行い、行政と連携して支援する。
- ⑥ノウハウ提供等を行い、市内の子ども食堂の新規立ち上げや、活動の継続を支援する。
- ⑦行政や様々な団体・企業等からの助成金や寄付品、学習会等の情報を子ども食堂に共有する。
- ⑧行政や支援団体と連携し、公式LINE等で受けのご相談に真摯に対応する。

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第4条 会員

会員は本会の目的に賛同し、事務局に入会の申し込みを受理された個人とする。

## 第5条 経費

本会の経費は、寄付、助成金、その他の収入をもって充てる。

## 第6条 予算

代表は収入ならびに支出の予算を立案して総会に提出し、会員の過半数の同意を以て承認を得るものとする。

## 第7条 決算

代表は決算を行い、総会で過半数の承認を得るものとする。

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8条 役員

本会に、次の役員を置く。

・代表1名 ・会計1名 ・会計監査 ・事務局1名以上

①役員は総会の過半数の同意をもって選任される。

役員は任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

②代表は会務を総括し、会を代表する。

③事務局は第3条に掲げる事業を行う。また代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。

④会計は、会の出納事務を処理し、それらに関する帳簿及び書類を管理する。

⑤会計監査は、会の会計事務を監査する。

⑥役員が規約に違反、または本会の名誉を傷つける行為をした場合は、総会の議決により解任できる。

## 第9条 総会

定時総会は事業年度終了後に開催し、必要のつど臨時総会を開くことができる。

- ①総会の招集は代表が行う。
- ②総会の議長は代表が専任する。
- ③総会は会員の2分の1以上の者が出席しなければ、議決することはできない。  
但し委任状もしくはこれに代わる委任の意思の確認によって出席とみなすことができる。
- ④議案の決議は出席者の過半数の賛成でこれを決する。  
可否同数のときは議長の決するところによる。
- ⑤総会の決議事項及び報告事項は、次のとおりとする。
  - ・規約の改正に関する事項
  - ・会員の加入及び脱退に関する事項
  - ・活動計画及び予算、活動報告及び決算
  - ・役員の変更
  - ・その他必要と認められた事項

## 第10条 総会の議事録

総会の議事については、議長が次の事項を記載した議事録を作成させなければならない。

- ・日時及び場所
- ・会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- ・開催目的、審議事項及び議決事項
- ・議事の経過の概要及びその結果
- ・議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名捺印しなければならない。  
議事録は代表が保管し、会員の請求があったときは議事録を閲覧させなければならない。

## 第11条 届出事項の変更

会員は、氏名や連絡先等に変更が生じた場合、ただちに事務局に届け出る事とする。

## 第12条 退会

事務局への退会の届け出をもって退会とする。  
会員の退会は何人も是を妨げてはならない。

## 第13条 解散

本会の解散については、総会において3分の2以上の決議を得なければならない。  
本会の解散に伴う残余財産の処分については総会の議決による。

## 第14条 設立年月日

本会の設立年月日は、2023年4月23日とする。

## 第15条 所在地

本会の所在地を次のとおりとする。  
千葉県柏市豊四季 645-149

## 附 則

本規約は、2023年4月23日制定し、即日これを施行する。